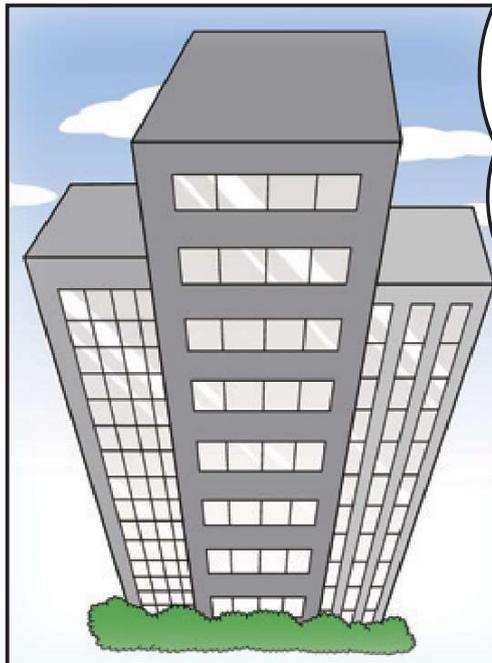


それゆけ! ほむらくんの 消防設備講座!

第1回 連結送水管①

文:よしむら りょうた 絵:おぎの じゅんこ

消防隊員が災害現場で活用する設備・施設等について
事業所の防火管理者や自衛消防隊の方に維持管理上、注
意していただきたい点も含めてお伝えします。



それはだな、「**連結送水管**」といって、消防隊が高層建築物の上の階で消火活動をするときに使う設備だ。



ほむら先輩! 建物の入り口にある「消防隊専用」って書いてあるものは何ですか?



連結送水管は法令で設置が義務付けられており、たとえば**7階建て以上の建物**や**5階建てで一定規模以上の大きな建物**に設置されているんだ。
これがあると、消防隊が階段部分にホースを伸ばす必要がなく、消火活動までの時間が短縮されるんだ。



高層の建物ならどんな建物にもあるのですか?

どうやって使っ
ん
ですか？



1階などのポンプ車
が近づける位置に「送
水口」、3階以上の消
防隊が有効に消火活
動しやすい位置に「放
水口」があり、ポンプ
車から水を送ること
で上の階で放水でき
るようになる。



放水口の扉が
閉まった状態



放水口の扉を
開けた状態

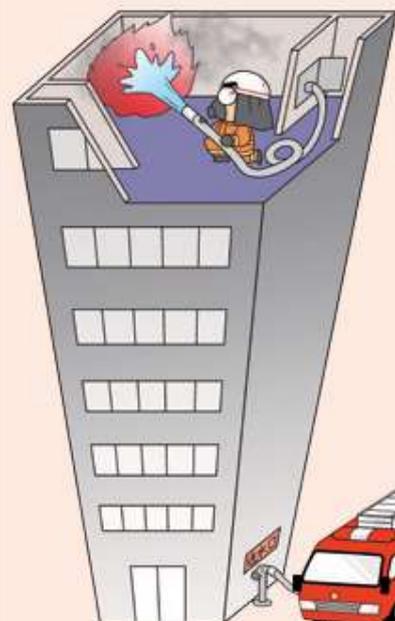
火災時以外は使うことが
ないが、いざという時の
ために送水口や放水口の
前には物を置かないよう
に建物の関係者にも気を
付けていただきたい。



なお、連結送水管には次の2つのタイプ
がある。

- ・すぐに消火活動できるようにあらかじめ
め充水されているもの **(湿式)**
- ・普段は水が入っておらず、火災時に消
防隊が充水させるもの **(乾式)**

連結送水管は高層の建物火災時には消火
活動上重要な設備となるため、常に取り
扱いができるようにしておかなければな
らない設備のひとつである。



ほむらくんの チェックポイント!!

【連結送水管に関する基準】

消防法施行令第29条
消防法施行規則第31条

【連結送水管に関する基準の細目】

消防法施行規則第31条

【神戸市の附加基準】

神戸市火災予防条例第41条の2

設置されている対象物

- ・地階を除く階数が7以上のもの
- ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積が
6000平方メートル以上のもの
- ・地下街(地階) 1000平方メートル以上
- ・5メートル以上のアーケード
- ・屋上駐車場・ヘリポート 等

主な基準

- ・主管の内径は100ミリメートル以上と
すること。
- ・送水口は双口型とし、消防ポンプ自動
車が容易に接近することができる位置に
設けること。

- ・11階以上(神戸市では31メートル以上の
部分に設ける放水口は双口形とすること。

次回 連結送水管②(ブースターポンプ編)

